

別記様式第1（第1条関係）

原産地	欧州連合
根拠法規	経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第1条
主務官庁	農林水産省

申請する協定の申請書を使用してください。
申請書の掲載場所は9p目を参照してください。

関税割当申請書

※受付番号

※受付年月日

何も記入しないでください。

申請者氏名（名称） 株式会社農林水産省

申請者住所 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話番号 03-6744-2127

代表者名 代表取締役 農林 太郎

押印不要
です。

資 格

申請年月日 令和4年1月5日

申請期間内の日付であれば、いつでも構いません。

協定・品目で書き方が異なります。
8p目を参照し、該当するものを記入してください。

申請の明細

関税率 表番号	品 名	数量及び単位	実 績		主な使用の計画	備 考
			使 用	輸 入		
0406.10 0406.20 0406.30 0406.40 0406.90	チーズ	200,000kg	185,000kg	210,000kg	他社への販売 店舗・サイト販売 ピザの製造・販売 190,000kg	

協定・品目で書き方が異なります。
8p目を参照し、該当するものを記入してください。

3p目の各数量と同じ数量を入力してください。

申請年度に既に割当てを受けており、2回目以降に追加で申請する場合、備考欄に以下のように入力してください。
「令和●年度●回目の割当てで●●kg 発給されています」

証明書を複数枚に分けない場合、作成は不要です。

提出は1部です。

別記様式第3（第3条関係）

原 産 地	欧 州 連 合
根拠法規	経済連携協定に基づく農林水産省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令第3条
主務官庁	農 林 水 産 省

申請する協定の分割申請書を使用してください。
申請書の掲載場所は9p目を参照してください。

関 税 割 当 証 明 書 分 割 申 請 書

申請書(1p目)と同じ内容を記入してください。

※受付番号

何も記入しないでください。

※受付年月日

申請者氏名（名称）株式会社農林水産省

申請者住所 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話番号 03-6744-2127

代表者名 代表取締役 農林 太郎 押印不要です。 資 格

申請年月日 令和4年1月5日

協定・品目で書き方が異なります。
8p目を参照し、該当するものを記入してください。

申請の明細

証 明 書 番 号	割当数量の分割の内容					分 割 の 理 由
	I	II	III	IV	V	
分割前の申請書番号を記入してください。	50,000kg	50,000kg	50,000kg	50,000kg		通関場所が異なるため。

分割数量の合計が、申請数量と一致するようにしてください。

証明書を複数枚に分ける理由を記入してください。

(別記様式1-1)

輸入商品及び輸入・使用等の実績・計画一覧表

- ・水色のセル全てに、上から順に必要事項を入力してください。
- ・両面印刷で提出できます。印刷の際は、改ページ位置を調整し、表が途中で途切れないようにしてください。
- ・入力する内容が分からないときは、項目や数値を選択してください。説明が表示されます。

申請者名:	株式会社農林水産省	申請書(1p目)と同じ内容を記入してください。
代表者名:	代表取締役 農林 太郎	
住所:	東京都千代田区霞が関1-2-1	

1.申請内容

関税割当てを申請する協定:	日EU協定	提出は1部です。
原産地・原産国:	EU	
関税割当て:	チーズ	

2.関税割当てを利用して輸入するチーズの物品一覧

- ・左側の項目から順番に入力してください。
- ・30行目以降、非表示となっている行があります。行が足りない場合は、非表示にされた行を再表示し、必要項目を入力した後、無記入の行を非表示にしてください。

関税番号9桁	形状	詳細(形状・性状が「その他」の場合に入力)
040610020	シュレッド・ダイスタイプ	
040610090	モッツアレラチーズ(ソフトタイプ)	
040620100	粉チーズ	
040630000	プロセスチーズ	
040640090	その他	ブッラータ、フェタチーズ

形状が「その他」の場合は、詳細を右の列に、必ず記入してください。
「フレッシュ」など、大まかな分類ではなく、「ブッラータ」、「フェタチーズ」など、詳しい種類が分かる内容を記入してください。

3.チーズの輸入通関実績と!

これらの入力項目(水色のセル)は全て、必ず記入してください。
数量がない場合は、「0(ゼロ)」を記入してください。

年度が終わっていない場合は、見込みの数量を記入してください。

	枠内外 輸入したチーズ	枠内外を問わずEUから 輸入するチーズ	2022年度計画	
			枠内外を問わずEUから 輸入するチーズ	うち日EU協定の関割を 利用して輸入するチー ズ
期首在庫(kg)	10,000,000	0.000	35,000,000	0.000
自ら輸入した数量(kg)	210,000,000	0.000	200,000,000	200,000,000
他社から購入した数量(kg)	0.000	0.000	0.000	0.000
使用・販売・廃棄数量(kg)	185,000,000	0.000	225,000,000	190,000,000
期末在庫(kg)	35,000,000	0.000	10,000,000	10,000,000

自動計算のセルが、マイナスにならないよう注意してください。

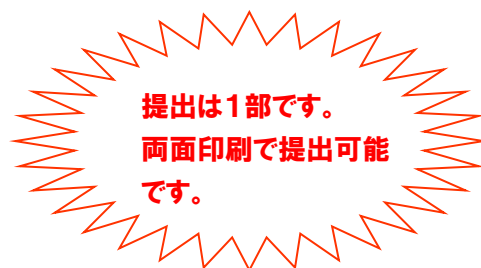
申請書(1p目)の同じ色の項目の各数量と同じ数量を記入してください。

4.2021年度の輸入通関実績

第3位以下は輸入量の多い順に記入してください。

関税番号9桁	形状	詳細(形状・性状が「その他」の場合に入力)	第1位原産国	シェア率	第2位原産国	シェア率	第3位以降原産国(昇順)	シェア率(昇順)
040610020	シュレッド・ダイスタイプ		ブルガリア	100%				
040610090	モッツアレラチーズ(ソフトタイプ)					5%		
040620100	粉チーズ					10%		8%、2%
040630000	プロセスチーズ					20%		10%、5%、5%
040640090	その他	アソート	ドイツ	50%	デンマーク		ベルギー	

アソートの場合は、製品重量順に記入してください。



関税割当てに関する誓約書

申請書 (1p 目) と同じ
内容を記入して下さい。

申請者名：株式会社農林水産省
申請者住所：東京都千代田区霞が関 1-2-1
代表者名：代表取締役 農林 太郎

押印不要
です。

令和 4 年度に以下の関税割当てを申請するに当たり、下記事項を遵守することを誓約します。

協定	割当品目
日 EU	無糖れん乳、バターその他の油脂及びデイリースプレッド、脱脂粉乳、粉乳及びバターミルクパウダー、加糖れん乳、ホエイ（無機質を濃縮したホエイ、ホエイパーミエイト、乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等）、チーズ
CPTPP	シュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズ、バターその他の油脂及びデイリースプレッド、脱脂粉乳、粉乳及びバターミルクパウダー、無糖れん乳、加糖れん乳、オーストラリア産プロセスチーズ、ニュージーランド産プロセスチーズ、ホエイ（オーストラリア産の無機質を濃縮したもの）、ニュージーランド産ホエイ（無機質を濃縮したホエイ、ホエイパーミエイト、乳幼児用調製粉乳用ホエイ等）
日米貿易協定	プロセスチーズ、ホエイ（無機質を濃縮したホエイ、ホエイパーミエイト、乳幼児用調製粉乳用ホエイ等）

記

- 割当対象物品を他社等に販売する目的で申請する場合には
 - 「割当対象物品の輸入を確認できる書類」、「販売予定先の購入意思を証明する書類」を関税割当申請時に提出できなかった場合は、関税割当証明書を返却するまでに当該書類を提出する。
 - 「販売予定先に割当対象物品が販売されたことを証明する書類」を、割当対象物品の契約完了後、速やかに提出する。
- 割当対象物品を他社等に販売せず、自ら店頭又は自社サイトで販売する又は割当対象物品を原料とする食品等を製造する目的で申請する場合には
 - 「割当対象物品の輸入を確認できる書類」を関税割当申請時に提出できなかった場合は、関税割当証明書を返却するまでに当該書類を提出する。
 - 未加工の割当対象物品を他社等に販売又は譲渡しない。

3 CPTPP に基づくシュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズ又はニュージーランド産乳幼児用調製粉乳用ホエイ等、日 EU 協定に基づく乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等、日米協定に基づく乳幼児用調製粉乳用ホエイ等を申請する場合には、割当対象物品は割当てを受けた用途にのみ使用し、その他の用途には使用しない。

4 次の①及び②のいずれにも該当しないことを表明し、誓約する。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団の準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力団員等」という)若しくは暴力団員等でなくなった日から 5 年を経過しない者又は暴力団員等がその事業活動を支配する者

② 法その他関係法令の規定に違反したために罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者

以上

(別記様式2)

販売予定店舗・ECサイト一覧表

- ・水色のセル全てに、上から順に必要な事項を入力してください。
- ・書面による提出の場合、両面印刷で提出できます。印刷の際は、改ページ位置を調整し、表が途中で途切れないようにしてください。
- ・入力する内容が分からないときは、項目や数値を選択してください。説明が表示されます。
- ・店舗数及びサイト数が多いため、本様式に記載するのが困難な場合は、店舗一覧やサイト一覧が記載された別の書類の写し(ウェブサイト、会社案内など)で代用することができます。

申請者名:	株式会社農林水産省	申請書(1p目)と同じ内容を記入してください。
代表者名:	代表取締役 農林 太郎	
住所:	東京都千代田区霞が関1-2-1	

1.申請内容

関税割当てを申請する協定:	日EU協定
原産地・原産国:	EU
関税割当て:	チーズ

提出は1部です。
両面印刷で提出可能です。
店舗・サイト販売しない場合は不要です。

2.販売店舗

・30行目以降、非表示となっている行があります。項目が足りない場合は、非表示にされた行を再表示し、必要事項を入力した後、無記入の行を非表示にしてください。

店舗名	住所
千代田店	東京都千代田区●●
新宿店	東京都新宿区●●
中央店	東京都中央区●●
港店	東京都港区●●
渋谷店	東京都渋谷区●●

店舗数合計	店舗数は自動計算されます。
5	

2.ECサイト

・80行目以降、非表示となっている行があります。項目が足りない場合は、非表示にされた行を再表示し、必要事項を入力した後、無記入の行を非表示にしてください。

ECサイト名	販売するホームページアドレス
農林水産省オンラインショップ	https://maff/...

食品等の製造予定製品等一覧表

- ・水色のセル全てに、上から順に必要な事項を入力してください。
- ・製造施設ごとに作成してください。
- ・書面による提出の場合、両面印刷で提出できます。印刷の際は、改ページ位置を調整し、表が途中で途切れないようにしてください。
- ・入力する内容が分からないときは、項目や数値を選択してください。説明が表示されます。

申請者名:	株式会社農林水産省	申請書(1p目)と同じ内容を記入してください。
代表者名:	代表取締役 農林 太郎	
住所:	東京都千代田区霞が関1-2-1	

1. 申請内容及び製造施設について

関税割当てを申請する協定:	日EU協定
原産地・原産国:	EU
関税割当て:	チーズ
製造施設名(委託製造の場合、委託先の会社名も記入)	霞が関工場
製造施設の所在地	東京都千代田区霞が関1-2-1

提出は1部です。
両面印刷で提出可能です。
食品等を製造しない場合は不要ですが、レストラン等で形状を変更して提供する場合は提出してください。

2. 製造する食品等の一覧

・32行目以降、非表示となっている行があります。項目が足りない場合は、非表示にされた行を再表示し、必要事項を入力した後、無記入の行を非表示にしてください。

1	食品等の種類(選択、その他の場合は詳細を右列に記入)	その他: ピザ
	使用する品目(選択)	チーズ
	製造予定の商品名(具体的に記入)	霞が関マルゲリータ、霞が関クワトロ・フォルマッジ

同じ食品分類で複数の商品を製造する場合は、商品名を列記してください。

CPTPP、EPAの関税割当申請における「資格」「品名」「関税率表番号」の記入内容一覧表

※資格が空欄の関税割当については、資格欄に何も記入しない。

協定名	割当名	申請書に記入する内容			
		資格※	関税率表番号	品名	
日EU	無糖れん乳		0402.91	無糖れん乳	
	ホエイ	第5-1	0404.10	無機質を濃縮したホエイ	
		第5-1	0404.10	ホエイパーミエイト	
		第5-2	0404.10 0404.90	乳幼児用調製粉乳又は調製液状乳用ホエイ等	
	バター、脱脂粉乳、全粉乳、 バターミルクパウダーおよび 加糖れん乳		0405.10 0405.20 0405.90	バター	
			0402.10 0402.21 0402.29	脱脂粉乳	
			0402.21 0402.29 0403.90	粉乳及びバターミルクパウダー	
			0402.99	加糖れん乳	
		チーズ		0406.10 0406.20 0406.30 0406.40 0406.90	チーズ
	CPTPP	シュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズ		0406.10	シュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズ
バター			0405.10 0405.20 0405.90	バター	
脱脂粉乳			0402.10 0402.21 0402.29	脱脂粉乳	
粉乳及びバターミルクパウダー			0402.21 0402.29 0403.90	粉乳及びバターミルクパウダー	
無糖れん乳			0402.91	無糖れん乳	
加糖れん乳			0402.99	加糖れん乳	
オーストラリアのプロセスチーズ			0406.30	豪州産プロセスチーズ	
ニュージーランドのプロセスチーズ			0406.30	NZ産プロセスチーズ	
ホエイ(オーストラリアの無機質を濃縮したもの)			0404.10	豪州産無機質を濃縮したホエイ	
ニュージーランドのホエイ		第5-1	0404.10	NZ産無機質を濃縮したホエイ	
	第5-1	0404.10	NZ産ホエイパーミエイト		
	第5-2	0404.10 0404.90	NZ産乳幼児用調製粉乳用ホエイ等		
日米貿易協定	プロセスチーズ		0406.30	プロセスチーズ	
	ホエイ	第5-1	0404.10	無機質を濃縮したホエイ	
		第5-1	0404.10	ホエイパーミエイト	
		第5-2	0404.10 0404.90	乳幼児用調製粉乳用ホエイ等	
日豪EPA	フローズンヨーグルト等		0403.10 0406.20 0406.30 2105.00	フローズンヨーグルト おろしチーズ及び粉チーズ プロセスチーズ アイスクリーム	
		第5-1	0406.10 0406.40 0406.90	チーズおよびカード	
		第5-2	0406.90	その他のチーズ	
		日フィリピンEPA	アイスクリーム		2105.00
	日スイスEPA	ナチュラルチーズ		0406.90	ナチュラルチーズ
	チーズフォンデュ		2106.90	チーズフォンデュ	

※資格が空欄の関税割当については、資格欄に何も記入しない。

【申請書様式の掲載ページ】

日 EU 協定 : <http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4/03.html>

CPTPP : <http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/tpp/03.html>

日米貿易協定 : <http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/tariff6/us03.html>

【別記様式の掲載ページ】

日 EU 協定 :

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff4/eu2022/eu2022kohyo.html>

CPTPP :

<https://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/tpp/tpp2022/tpp2022kohyo.html>

日米貿易協定 :

<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/tariff6/us2022/us2022kohyo.html>